

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（平成三十年厚生労働省告示第二十七号） 新旧  
対照条文（抄）

○ クレーン等製造許可基準（昭和四十七年労働省告示第七十六号）（第二条関係）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（主任設計者） 第四条 製造しようとするクレーン等の主任設計者、次の各号のい ずれかに該当する者でなければならない。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧 大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。次 条第一号において同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（ 明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。次条第 一号において同じ。）において、機械工学に関する学科を専攻 して卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に より学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る 。若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又 は当該学科を専攻して同法による専門職大学の前期課程を修了 した者を含む。次条第一号において同じ。）で、その後五年以 上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するも の 二・三（略）</p>	<p>（主任設計者） 第四条 製造しようとするクレーン等の主任設計者、次の各号のい ずれかに該当する者でなければならない。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧 大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。次 条第一号において同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（ 明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。次条第 一号において同じ。）において、機械工学に関する学科を専攻 して卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に より学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る 。又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む 。次条第一号において同じ。）で、その後五年以上クレーン等 の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの 二・三（略）</p>